

平成27年5月

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰の概要

(公社)全日本トラック協会

1. 事業の主旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、または今後実施する先進的で創意工夫等のある取組により、他のものの模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 主な顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。

- (1) 収益向上事業
- (2) 安全対策事業
- (3) 環境対策事業
- (4) 社会貢献事業
- (5) その他(特に本目的に沿った事業事業)

上記(1)～(5)の事業については、既の実施したもののほか、今後実施予定のアイデア、企画等でも申請できます。

3. 顕彰対象者等

- (1) 事業実施主体が都道府県トラック協会の青年組織に所属する会員事業者で、貨物自動車運送事業法等の悪質違反がない者。
- (2) 顕彰候補者が申請する事業は、トラック協会以外の助成金等を受けない事業。

4. 顕彰金額・総額

1事業に対する顕彰金は100万円とし、5事業を対象として顕彰総額500万円とする。

5. 申請受付期間

平成27年 6月1日 ～ 平成27年10月31日

6. 申請手続き

都道府県トラック協会あてに顕彰に係る申請書及び添付書類を送付

7. 顕彰の決定

事業内容が本顕彰の趣旨に合致したものについて、審査し決定する。

8. 結果の公表

顕彰認定事業の内容については「青年部会全国大会」等で発表する。

以上